■ 特 定 施 設 整 備 基 準 適 用 表 ■

【官公署、公衆便所、ホテル等、路外駐車場等を除く】

1000㎡未満用

凡例：特定施設整備基準を適用する規模等			
規則別表第１、第２に掲げる「基準規模」		規則別表第３第１による規模等	
●	全ての規模	A	戸数の合計21戸以上の規模
●1	床面積の合計100㎡以上の規模	B	室数の合計51室以上の規模
		C	主として高齢者又は障害者が利用するものに限る
		※	固定式カウンター、公衆電話台を設置する場合に適用

公益的施設及び共同住宅等

特定施設整備基準（規則別表第３第１）				規則別表第１ 1 学校（特別支援学校を含む）	2 病院等 病院又は診療所	3 劇場等 劇場、観覧場、映画館又は演芸場、集会場又は公会堂	4 官公署 保健所、税務署その他不特定かつ多数の者が利用する官公署	5 老人ホーム等 老人福祉センター、児童厚生施設、身体障害者福祉センター、老人ホーム、保育所、福祉ホームその他これらに類するもの	6 運動施設 体育館、水泳場、ボーリング場その他これらに類する運動施設	7 博物館等 博物館、美術館又は図書館	8 銀行等 銀行、質屋その他これらに類するサービス業を営む店舗	9 自動車教習所	11 公衆便所	12 公共用歩廊	13 地下街等 地下街又は建築物の地階で連続して地下道に面して設けられたものと当該地下道をあわせたもの	14 展示場	15 物販店舗 百貨店、マーケットその他の物品販売業を営む店舗	16 ホテル等 ホテル又は旅館	17 遊技場	18 公衆浴場	19 飲食店	20 理髪店等 理髪店その他これに類するサービス業を営む店舗	21 クリーニング取次店等 クリーニング取次店、貸衣装屋他これらに類するサービス業を営む店舗	22 学習塾等 学習塾、華道教室、囲碁教室その他これらに類するもの	23 路外駐車場等 自動車の停留又は駐車のための施設（一般公共の用に供されるものに限る）	規則別表第２ 1 共同住宅	2 寄宿舎	3 事務所等 事務所、工場
1高齢者等利用経路	(1)	高齢者等利用経路	ｱ	・高齢者等利用居室（共同住宅・寄宿舎の集会室等含む）	●	●	●		●	●	●	●	●		●	●	●1	●1		●1	●1	●1	●1	●1	●1		A	B
			ｲ	・共同住宅の住戸、寄宿舎の寝室	－	－	－		－	－	－	－	－		－	－	－	－		－	－	－	－	－	－		A	B
			ｳｴｵ	・車椅子使用者利用便房　・車椅子使用者利用駐車施設　・公共用歩廊	●	●	●		●	●	●	●	●		●	●	●1	●1		●1	●1	●1	●1	●1	●1		A	B
	(2)	高齢者等利用経路上の段又は階段		・段又は階段を設けない　・傾斜路、EV、その他の昇降機の併設	●	●	●		●	●	●	●	●		●	●	●1	●1		●1	●1	●1	●1	●1	●1		A	B
2出入口	(1)	視覚障害者等が利用する主たる外部出入口		・点状ブロック等	●	●	●		●	●	●	●	●		●	●	●1	●1		●1	●1	●1	●1	●1	●1		A	B
	(2)	高齢者等利用経路を構成する外部出入口	ｱ～ｳ	・幅≧80cm　・戸の構造等	●	●	●		●	●	●	●	●		●	●	●1	●1		●1	●1	●1	●1	●1	●1		A	B
	(3)	高齢者等利用経路を構成する出入口（外部出入口除く）	ｱ～ｴ	・幅≧80cm　・戸の構造等　・戸の前後に高低差なし	●	●	●		●	●	●	－	●		●	－	●1	－		－	－	－	－	－	－		－	－
3廊下等	(1)	高齢者等が利用する廊下等	ｱ	・滑りにくい仕上げ	●	●	●		●	●	●	●	●		●	●	●1	●1		●1	●1	●1	●1	●1	●1		A	B
			ｲ	・握りやすい高さの手すり	－	●	－		●かつC	－	－	－	－		－	－	－	－		－	－	－	－	－	－		－	－
			ｳ	・階段又は傾斜路の点状ブロック等	●	●	●		●	●	●	●	●		●	●	●1	●1		●1	●1	●1	●1	●1	●1		A	B
	(4)	固定式の記載用カウンター又は公衆電話台		・記載用カウンター	※●	※●	※●		※●	※●	※●	※●	※●		※●	※●	※●1	※●1		※●1	※●1	※●1	※●1	※●1	※●1		※A	※B
				・公衆電話台	※●	※●	※●		※●	※●	※●	※●	※●		※●	※●	※●1	※●1		※●1	※●1	※●1	※●1	※●1	※●1		※A	※B
4階段	高齢者等が利用する階段		(1)(2)	・滑りにくい仕上げ　・片側に握りやすい高さの手すり	●	●	●		●	●	●	●	●		●	●	●1	●1		●1	●1	●1	●1	●1	●1		A	B
			(4)～(9)	・段を容易に識別できる措置　・段鼻のつまずき防止　・蹴込み板及び滑り止め ・側板又は立ち上がり　・回り階段　・階段踊場の点状ブロック等	●	●	●		●	●	●	●	●		●	●	●1	●1		●1	●1	●1	●1	●1	●1		A	B
5傾斜路	(1)	高齢者等が利用する傾斜路	ｱ～ｵ	・滑りにくい仕上げ　・握りやすい高さの手すり　・傾斜路を容易に識別できる措置 ・側板又は立ち上がり　・傾斜路踊場の点状ブロック等	●	●	●		●	●	●	●	●		●	●	●1	●1		●1	●1	●1	●1	●1	●1		A	B
	(2)	高齢者等利用経路を構成する傾斜路	ｲｳ	・勾配≦1/12　・高さ≦75cmごとに踏幅≧150cmの踊場	●	●	●		●	●	●	●	●		●	●	●1	●1		●1	●1	●1	●1	●1	●1		A	B
6エレベーター その他の昇降機	(4)	高齢者等利用経路を構成する特殊構造昇降機	ｱｲ	・告示規定の特殊構造昇降機　・昇降路出入口部分の水平面	●	●	●		●	●	●	●	●		●	●	●1	●1		●1	●1	●1	●1	●1	●1		A	B
7便所	(1)	高齢者等が利用する便所	ｱ	・出入口（・傾斜路の幅及び勾配　・出入口の幅　・戸の構造等）	●	●	●		●	●	●	●	●		●	●	●1	●1		●1	●1	●1	●1	●1	●1		－	－
			ｲ	・滑りにくい仕上げ	●	●	●		●	●	●	●	●		●	●	●1	●1		●1	●1	●1	●1	●1	●1		A	B
	(2)	高齢者等が利用する便所のうち１以上	ｱ	・洗面所（・洗面器の高さ、手すり、水洗器具）	●	●	●		●	●	●	●	●		●	●	●1	●1		●1	●1	●1	●1	●1	●1		－	－
			ｲ	・男子用小便器（形式、手すり）	●	●	●		●	●	●	●	●		●	●	●1	●1		●1	●1	●1	●1	●1	●1		A	B
	(4)	腰掛式便房		・戸の構造　・腰掛便座、手すり等の配置　・便器の洗浄装置	●	●	●		●	●	●	●	●		●	●	●1	●1		●1	●1	●1	●1	●1	●1		－	－
9敷地内の通路	(1)	高齢者等が利用する敷地内の通路	ｱ～ｳ	・滑りにくい仕上げ　・段がある部分の基準　・傾斜路の基準	●	●	●		●	●	●	●	●		●	●	●1	●1		●1	●1	●1	●1	●1	●1		A	B
	(2)	高齢者等利用経路を構成する敷地内の通路	ｱ～ｳ	・通路の幅　・転回場所　・戸の構造等　・傾斜路の基準　・排水溝の基準	●	●	●		●	●	●	●	●		●	●	●1	●1		●1	●1	●1	●1	●1	●1		A	B
	(3)	視覚障害者等が利用する敷地内の通路	ｱ～ｳ	・視覚障害者利用経路　・線状ブロック等及び点状ブロック等　・音声等の誘導設備	●	●	●		●	●	●	●	●		●	●	●1	●1		●1	●1	●1	●1	●1	●1		A	B
10駐車場	(2)	高齢者等が利用する駐車台数が30台以上の駐車場を設ける場合の車椅子使用者利用駐車施設		・幅≧350cm　・高齢者等利用経路の短縮　・JIS適合図の表示　・案内板	●	●	●		●	●	●	●	●		●	●	●1	●1		●1	●1	●1	●1	●1	●1		－	－
11浴室等	(2) (3)	高齢者等が利用するシャワー室	ｱ～ｵ	・シャワー用区画（出入口の幅≧80cm、手すり、固定式腰掛台の高さ） ・更衣用区画（出入口の幅≧80cm）　・滑りにくい仕上げ	●	－	－		－	－	－	－	－		－	－	－	－		－	－	－	－	－	－		－	－

全規模用の適用表・計画調書をご利用ください。

全規模用の適用表・計画調書をご利用ください。

全規模用の適用表・計画調書をご利用ください。

全規模用の適用表・計画調書をご利用ください。

基準規模3000㎡以上のため適用されません。